様式２

整理番号	環境－法不－20

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）（06-6630-3284、3289）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設許可の取消し等
概要	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設の設置者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反したときは、許可の取消し等を行います。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の３、第14条の３の２、第14条の６、第15条の２の７、第15条の３
処分基準	Ⅰ　事業の停止（第14条の３） 第14条の３に該当する産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に対してその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 Ⅱ　許可の取消し（第14条の３の２、第15条の３） １　第14条の３の２に該当する産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に対して、その許可を取り消さなければならない。（特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様（第14条の６により準用）） ２　第14条の３第２号又は第３号のいずれかに該当するとき産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に対してその許可を取り消すことができる。 ３　第15条の３に該当する者にたいして、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第１項の許可を取り消さなければならない。 Ⅲ　改善命令（第15条の２の７） 第15条の２の７に該当する産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期間を定めて必要な改善を命じ又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。 次に掲げる環境省の通知に基づき許可の取消し等を行います。 １　「行政処分の指針について」 （令和３年４月14日付け環循規発第2104141号、https://www.env.go.jp/content/900479568.pdf） ２　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の３等に係る法定受託事務に関する処理基準について」 （平成23年３月15日付け環廃産発第110310002号、https://www.env.go.jp/hourei/add/k032.pdf）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018676.html
備考	